

主眼事項及び着眼点(指定福祉用具貸与事業)

主眼事項	着眼点	自己評価
<p>【介護給付費の算定及び取扱い】</p> <p>1 福祉用具貸与費の基準</p>	<p>指定福祉用具貸与事業所において、指定福祉用具貸与を行った場合に、現に指定福祉用具貸与に要した費用の額を当該指定福祉用具貸与事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数(1単位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た単位数)としているか。</p> <p>1月当たりの平均貸与件数が100件以上となったことのある福祉用具に係る指定福祉用具貸与については、別に厚生労働大臣が定める福祉用具貸与の基準を満たさない指定福祉用具貸与を行った場合は、福祉用具貸与費は算定していないか。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p>
<p>2 搬出入に要する費用の取扱い</p>	<p>搬出入に要する費用は、現に指定福祉用具貸与に要した費用に含まれるものとし、個別に評価していないか。</p> <p>ただし、指定福祉用具貸与事業所が別に厚生労働大臣が定める地域(平成24年厚労省告示第120号)に所在する場合には、当該指定福祉用具貸与の開始日の属する月に、指定福祉用具貸与事業者の通常の事業の実施地域において指定福祉用具貸与を行う場合に要する交通費に相当する額を当該指定福祉用具貸与事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を、個々の福祉用具ごとに当該指定福祉用具貸与に係る福祉用具貸与費の100分の100に相当する額を限度として所定単位数に加算して差し支えない。</p> <p>〈事業所が離島等に所在する場合における交通費〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該事業所が離島等に所在し、「通常の事業の実施地域において指定福祉用具貸与を行う場合に要する交通費」の額は、最も経済的な通常の経路及び方法による交通費を基本として、実費を基礎とする。 交通費の額及び算出方法について、あらかじめ利用者の居住する地域に応じた価格体系を設定し、運営規程等に記載しておくこと。 当該利用者に係る運搬又は移動に要した経路の費用を証明できる書類(領収証)を保管し、利用者に対する指定福祉用具の提供に関する記録として保存すること。 	<p>適・否</p> <p>特別地域加算有・無</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<p>※厚生労働大臣が定める福祉用具貸与の基準(平30告80)</p> <p>福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の提供に当たり、福祉用具の貸与価格が、福祉用具の全国平均貸与価格に当該福祉用具の全ての貸与価格の標準偏差を加えることで算出される額(以下「貸与価格の上限」)を超えないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> 全国平均貸与価格の公表及び貸与価格の上限設定(以下「上限設定等」)は、平成30年10月から適用する。 新商品については、3月に1度の頻度で上限設定等を行う。 上限設定等については、3年に1度の頻度で見直しを行うが、上限設定等から経過した期間が1年未満の新商品については見直しを行わず、次に見直しを行う年度に見直す。 <p>価格には搬出入に要した費用は含まれるものとし、又非課税とならないので、消費税相当分を含む費用の総額が保険給付の対象となる。(内税扱い)</p> <p>(参考例)</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業所の所在地：奄美市内 通常の業務の実施地域：奄美市及び大島郡全域 貸与先：知名町在住の利用者 貸与品目及び貸与価格 ベッド：15,000円/月 (自己負担1,500円/月) 搬出入に要した経費 交通費相当額：20,000円 (20,000円÷10円=2,000円) 1,500円<2,000円 貸与開始日の属する月の保険給付対象額(貸与価格)(交通費) 1,500円 + 1,500円 = 3,000円 <p>※貸与開始日の属する月 自己負担3,000円</p> <p>※その他の月 自己負担1,500円/月</p>	<ul style="list-style-type: none"> 介護給付費請求書(控) 介護給付費請求明細書(控) 領収証(控) サービス提供票 実績記録 介護給付費算定に係る体制等に関する届出(控) 	<p>法第41条第4項 法第53条第2項</p> <p>報酬告示 別表の11</p> <p>老高発0322第1号(平30年3月22日)</p> <p>報酬告示 別表の11の注1</p> <p>解釈 第2の9(1)</p>	<p>報酬告示：指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平12厚生省告示第19号)</p> <p>解釈：指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平12老企第36号)</p>

福祉用具貸与

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価	チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
3 中山間地域等における小規模事業所加算	別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ、1月当たり実利用者数が15人以下の指定福祉用具貸与事業所である場合にあっては、当該指定福祉用具貸与の開始日の属する月に、当該指定福祉用具貸与事業者の通常の事業の実施地域において指定福祉用具貸与を行う場合に要する交通費に相当する額の3分の2に相当する額を当該指定福祉用具貸与事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を、個々の福祉用具ごとに当該指定福祉用具貸与に係る福祉用具貸与費の3分の2に相当する額を限度として所定単位数に加算しているか。	適 ・ 否	※別に厚生労働大臣が定める地域 （平成21年厚生労働省告示第83号の一） ①豪雪地帯対策特別措置法に規定する豪雪地帯 ②辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に規定する辺地 ③半島振興法に規定する半島振興対策実施地域 ④特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律に規定する特定農山村地域 ⑤過疎地域自立促進特別措置法に規定する過疎地域		報酬告示 別表の11の注2	
4 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて指定福祉用具貸与を行う場合は、当該指定福祉用具貸与の開始日の属する月に、当該指定福祉用具貸与事業者の通常の事業の実施地域において指定福祉用具貸与を行う場合に要する交通費に相当する額の3分の1に相当する額を当該指定福祉用具貸与事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を、個々の福祉用具ごとに当該指定福祉用具貸与に係る福祉用具貸与費の3分の1に相当する額を限度として所定単位数に加算しているか。	適 ・ 否	※別に厚生労働大臣が定める地域 （平成21年厚生労働省告示第83号の二） ①離島振興法に指定された離島振興対策実施地域 ②奄美群島振興開発特別措置法に規定する奄美群島 ③豪雪地帯対策特別措置法に規定する豪雪地帯 ④辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に規定する辺地 ⑤山村振興法により指定された振興山村 ⑥小笠原諸島振興開発特別措置法に規定する小笠原諸島 ⑦半島振興法に規定する半島振興対策実施地域 ⑧特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律に規定する特定農山村地域 ⑨過疎地域自立促進特別措置法に規定する過疎地域 ⑩沖縄振興特別措置法に規定する離島		報酬告示 別表の11の注3	
5 要介護1の者等に対する貸与の例外	要介護状態区分が要介護1である者に対して、厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目（平成11年厚生省告示第93号）第1項に規定する車いす、第2項に規定する車いす付属品、第3項に規定する特殊寝台、第4項に規定する特殊寝台付属品、第5項に規定する床ずれ防止用具、第6項に規定する体位変換器、第11項に規定する認知症老人徘徊感知機器及び第12項に規定する移動用リフトに係る指定福祉用具貸与を行った場合に、福祉用具貸与費を算定していないか。 また、要介護状態区分が要介護1、要介護2又は要介護3である者に対して、同告示第13項に規定する自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く。）に係る指定福祉用具貸与を行った場合に、福祉用具貸与費を算定していないか。 ただし、別に厚生労働大臣が定める者に対する場合については、この限りではない。	適 ・ 否	※厚生労働大臣が定める者 利用者等告示・三十一のイを参照。		報酬告示 別表の12の注4 解釈 第2の9(2)	利用者等告示 ：厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等（平27.3.23厚生労働大臣告示第94号）

福祉用具貸与

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
6 サービス種類相互の算定関係	利用者が特定施設入居者生活介護費（短期利用特定施設入居者生活介護費を算定する場合を除く。）又は認知症対応型共同生活介護費（短期利用認知症対応型共同生活介護費を算定する場合を除く。）、地域密着型特定施設入居者生活介護費（短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費を算定する場合を除く。）若しくは地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定している場合に、福祉用具貸与費を算定していないか。	適 ・ 否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
		報酬告示別表の12の注5	